

P - S - 2nd

令和3年(く)第609号

2021.10.27 郵送受

決 定

申立人 今 井 豊

上記の者からなされた橋本誠, 不詳C, 不詳D, 不詳E, 塚越幹, 不詳F, 不詳G, 萩原崇之及び不詳Hを被疑者とする各付審判請求について, 令和3年7月27日前橋地方裁判所がした棄却決定に対し, 抗告の申立てがあったので, 当裁判所は, 次のとおり決定する。

主 文

本件各抗告を棄却する。

理 由

- 1 本件各抗告の趣意は, 申立人作成の「抗告申立書P」と題する書面に記載されたとおりであり, 論旨は, 要するに, 申立人の本件各付審判請求をいずれも棄却した原決定は判断を誤っているから, これを取り消した上, それぞれ裁判所の審判に付する旨の決定を求める, というものと解される。
- 2 申立人の本件各付審判請求にかかる被疑事実の要旨は, (1)警察官である被疑者橋本誠, 同不詳C, 同不詳D及び同不詳Eは, 申立人から, 平成31年1月21日, 脅迫の被害申告を受けたにもかかわらず, (2)警察官である被疑者塚越幹, 同不詳F及び同不詳Gは, 申立人から, 同月29日, 脅迫の被害申告を受けたにもかかわらず, (3)警察官である被疑者萩原崇之及び同不詳Hは, 申立人から, 同年2月6日, 脅迫の被害申告を受けたにもかかわらず, いずれも, 必要な捜査職権を行使せず, 加えて, (2)及び(3)については, 申立人から, 各脅迫にかかる被申告者の身元開示を求められたのに, これを拒むなどし, もって, いずれも, その職権を濫用して申立人の権利の行使を妨害した, というものである。

原決定は, 申立人の上記(1)ないし(3)の各被害申告にかかる脅迫の内容を一件記録に基づいて検討した上で, いずれも, 申立人に対する害悪の告知

には当たらず、脅迫罪は成立しないから、捜査職権の不行使や身元開示の拒否は正当であり、職権行使に仮託して、実質的、具体的に違法、不当な行為をするという公務員職権濫用罪における職権の濫用に当たる余地はなく、本件各被疑者の各行為がいずれも罪とならないのは明らかであるとして、本件各付審判請求を棄却したものであり、その判断に不合理な点はない。

所論は、原決定には合理的な根拠が欠如しているなどと主張し、その他、原決定を種々論難するが、本件各被疑者に公務員職権濫用罪が成立する余地がないとした原決定の判断を搖るがすものとはいえず、その結論に誤りはない。

論旨は理由がない。

3 よって、刑訴法426条1項により本件各抗告を棄却することとし、主文のとおり決定する。

令和3年10月25日

東京高等裁判所第8刑事部

裁判長裁判官 近藤 宏



裁判官 江口 和伸



裁判官 仁藤 佳海



これは謄本である。

同日同所

東京高等裁判所書記官

笠井 仁美

